

令和5年（行コ）第244号 工事实施計画認可取消請求控訴事件

控訴人 天野捷一 外152名

被控訴人 国

参加人 東海旅客鉄道株式会社

意見陳述書

2025年4月24日

東京高等裁判所民事 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 岡本 浩明

瑞浪市大湫町の日吉トンネル南垣外工区における井戸水等の減水及び地盤沈下の問題に関する現状などについて、意見を陳述します。

- 1 この間、控訴審において主張してきましたとおり、J R東海は、2024年2月ころには既に観測井戸の水位が低下していることを認識していました。しかし、岐阜県に報告したのは2024年5月であり、工事を中止したのも同月20日でした。

その後、岐阜県の環境影響評価審査会地盤委員会において、状況の報告や対策の検討がなされてきました。これまで9回の地盤委員会が実施され、直近の委員会は2025年1月22日に実施されました。ただ、直近に実施された第9回の地盤委員会においても、地下水位の低下の抑制や回復については、全く目途がたっていません。

- 2 第9回の地盤委員会に先立つ2025年1月18日、J R東海は住民説明会を実施しました。説明会では、J R東海から、地域住民に対し、3つの代替案について説明がなされました。ただ、そのうち遮水壁案と湧水のポンプアップ案についてはいずれも実現が難しいというものであり、参加した住民からは、実現できなければ提案してもらってもしようがないという厳しい指摘がなされました。結局、J R東海としては、残る1つの代替水源案について今後検討していくということでした。

地盤委員会においては、唯一残った代替水源案についても、厳しい指摘がなされました。具体的には、安易に、ポンプアップするとか新たな水源地を確保するなどという代替案を検討するよりも、地下水位の低下の抑制及び回復ということをまずは考えるべきではないか、薬液注入の本注入が難しいというのであれば、その代替案、すなわち、まずは地下水位の低下の抑制の方法に関

する代替案こそ検討すべきではないか、という指摘がされました。結局、2025年4月まで本注入の可否の判断を待つということになりました。

- 3 以上のように、日吉トンネル南垣外工区における井戸水等の減水及び地盤沈下の問題は、発生から約1年を経過した現時点においても、被害拡大防止について何ら有効的な対策を講じることができていません。

このように、いったん破壊してしまった自然環境は、回復することはもとより、被害の拡大を防止することすら容易ではありません。そのため、工事を実施する前の環境影響評価が重要なのです。この点、J R 東海は、環境影響評価において、地下水位への影響については、「一部の地域において影響があると予測したが、『薬液注入工法における指針の順守』及び『適切な構造及び工法の採用』の環境保全措置を確実に実施することから、地下水の水質及び水位に係る環境影響の低減が図られていると評価する。」（岐阜県環境影響評価書8-2-3-36）としていました。また、地盤沈下については、「本事業では、『適切な構造及び工法の採用』の環境保全措置を確実に実施することから、トンネルの工事による地盤沈下に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。」としていました（岐阜県環境影響評価書8-3-2-4）。工事による地下水位や地盤への影響は無い、あるいは低いとしていたのです。ところが、現状は、『薬液注入工法における指針の順守』どころか、薬液の本注入すらできておりません。J R 東海の環境影響評価はずさんというほかありません。なお、「地下水位の低下を原因とする地盤沈下」について環境への影響を検討した形跡は見当たりませんでした。

さらに、未だ地下水位低下の抑制の目途すらたっていないにもかかわらず、J R 東海は、被害拡大防止措置をあきらめ、代替水源地の確保などを検討しようとしていました。このことからすれば、とにかく工事を優先し、破壊した自然環境はそのままに、地域住民に対しては代替手段や金銭補償で済ませばよいというのがJ R 東海の姿勢であるといわざるを得ません。自然環境を保全しようとか、破壊してしまった自然環境を元に戻そうという姿勢は全く感じられません。このようなJ R 東海に、このまま工事を続けさせれば、沿線のいたるところで自然環境が破壊されるおそれがあります。

- 4 以上より、J R 東海が行った環境影響評価はずさんなものであり、環境影響評価法に違反する違法なものです。したがって、すみやかに工事の認可は取り消されなければなりません。

以上